

卸売市場法の一部を改正する法律案(閣法第五六号)(先議)要旨

本法律案は、近年における卸売市場経由率の低下や市場関係者の経営悪化、国際化の進展を踏まえた国内農水産物の生産・流通を通じた構造改革の必要性、消費者の安全・安心に対する関心の高まり等に適切に対応するため、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、卸売市場整備基本方針等において、品質管理の高度化のための措置を定めるとともに、中央卸売市場の開設者が定める業務規程の記載事項について、品質管理の方法を追加することとする。
- 二、電子情報通信技術を活用する取引方法に関し、市場内に現物を搬入して卸売をしなければならないとする規制を緩和するとともに、卸売業者が出荷者から委託を受けて卸売を行うことを原則とする規制、業務規程で定める委託手数料以外の報償の收受を禁止する規制等を廃止することとする。
- 三、卸売市場整備基本方針で卸売市場の再編に配慮してその配置の目標を定めなければならないとするとともに、中央卸売市場整備計画に運営の広域化や地方卸売市場への転換が必要な中央卸売市場の名称を位置

付け、これらの再編に伴う手続の簡素化を図るための規定を整備することとする。

四、中央卸売市場の仲卸業者に対し必要な改善措置を命ずる際の基準を業務規程で明確化することとする。